

県外から山形県公立高等学校を志願する皆さんへ

山形県教育委員会

保護者の転勤等によって、県外から山形県の公立高等学校を志願する場合の手続きは、次のようになっております。

1 志願資格について

県外から志願できるのは、保護者（親権を行う者又は後見人）が入学日までに山形県に転住する場合等です。

2 志願許可手続きについて

県外からの志願には、山形県教育委員会教育長の「学区外高等学校志願許可」が必要です。

3 「学区外高等学校志願許可」申請のために必要な書類について

申請に必要な書類は、次のとおりです。

- ① 学区外高等学校志願許可願（様式第3号A） 1部
- ② 志願者が、当該都道府県の公立高等学校に志願しない旨を証明した証明書 1部
（在住する都道府県の様式によるが、無い場合は、本県の様式（様式第3号D）を参考¹に在籍中学校等の校長による証明書を作成する）
- ③ 山形県への転住の理由を証明する公的証明書等 1部
（例）「転勤証明書又は内示書の写し」など
- ④ 誓約書（様式第3号C） 1部
入学後、申請した住所に保護者と同居し通学する旨の誓約書（志願者本人・保護者連名）

- ・上記①②③④の書類を在籍又は出身中学校等の校長を経由して、山形県教育局高校教育課長あて提出してください。

前期（特色）選抜に志願する場合は、令和8年12月10日（木）までに提出

後期（一般）選抜に志願する場合は、令和9年1月末を目途に提出

- ・前期（特色）選抜に漏れた者が後期（一般）選抜を志願する場合は、改めて提出する必要はありません。
- ・提出する際には、140円切手を貼付した返信用封筒（A4判用紙が入る角型2号封筒）を同封してください。
- ・許可願を作成する際には、誤記のないようにお願いします。
- ・志願許可申請書類を審査した上で、学区外高等学校志願許可書（様式第3号B）を在籍中学校等の校長あてに送付します。

4 志願先高等学校の募集要項について

志願先高等学校のW e b ページで確認してください。

※掲載期間 令和8年11月13日（金）9:00から

5 出願について

(1) 前期（特色）選抜

出願受付期間 令和9年1月4日（月）から令和9年1月7日（木）12時まで

- ・山形県公立学校W e b 出願システムにより出願情報を登録してください。
- ・入学者選抜手数料として、全日制の課程については2,200円、定時制の課程については950円を納付してください。
- ・在籍する中学校等の校長は、山形県公立学校W e b 出願システムにより調査書情報を登録してください。評定概況については登録不要です。

(2) 後期（一般）選抜

出願受付期間 令和9年2月17日（水）から令和9年2月22日（月）12時まで

- ・山形県公立学校W e b 出願システムにより出願情報を登録してください。
- ・前期（特色）選抜に志願せずに後期（一般）選抜を志願する場合は、手数料として、全日制の課程については2,200円、定時制の課程については950円を納付してください。

なお、前期（特色）に漏れた者が、後期（一般）選抜を志願する場合の手数料については、入学者選抜実施要項（5 ページ）を確認してください。

- ・在籍する中学校等の校長は、山形県公立学校W e b 出願システムにより調査書情報を登録してください。評定概況については登録不要です。

なお、前期（特色）選抜に漏れた者が後期（一般）選抜を志願する場合、改めて調査書情報を登録する必要はありません。

6 留意事項

- (1) 前期（特色）選抜、後期（一般）選抜の検査日等については、山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び志願先高等学校の募集要項を参照してください。
- (2) 手続きには時間がかかるため、各選抜の日程等を確認し、早めに対応してください。
- (3) 公立高等学校の志願は、他の都道府県も含めて1校のみとなります。
- (4) 出願の手続きを行う山形県公立学校W e b 出願システムについては、山形県ホームページに掲載のW e b 出願システム利用サイトから、在籍する中学校等による申込み登録が必要となります。

送付先（問合せ先）

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県教育局高校教育課 入学者選抜学区外志願担当

電話 023-630-3165 e-mail ykoko@pref.yamagata.jp